

上北山村行財政改革実施計画

平成16年12月

上北山村

1 実施計画の策定について

(1) 目的

これまで本村は、個性と魅力ある村づくり、安心・安全の村づくり、交通体系の整備、福祉の充実などを目指して、各種施策に取り組んできた。

しかしながら、長引く不況や少子高齢化の進展、国が進めている三位一体の改革などによって、収入は年々減少し、歳出においても義務的経費が増加しており、極めて厳しい状況にある。

また、国は地方分権を進め、その受け皿として市町村合併を強力に推進しており、本村においても厳しい財政状況から、合併協議に真剣に取り組んできたが、諸般の事情により「合併しない」で、自主・自立の村づくりを進めることを決意したところである。

本村はこのままでは数年で財政再建団体になることは明白であり、この状況を打開するには改革しかないという強い決意のもと、自主・自立した「上北山村」を目指す行財政改革を断行するため、本計画を策定する。

(2) 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とする。

(3) 計画の策定

本計画は、すべての事務事業を総点検し、効率的に行われているか精査し、統廃合や転換などを検討していくこととする。また、課を横断する事務事業の簡素化や統廃合も検討する。

組織機構の見直し・職員の人員削減

・組織機構の見直し

組織機構については、地域の特性や多様化する住民ニーズに柔軟に対応が可能な簡素で効率的な組織へ再編することが必要である。

事務事業の統合、事業の縮小等による組織の見直しを行い、将来的に課の再編を行う。

・職員の定数の抑制・削減

職員定数については、計画期間内に6名(約10.2%)の定年退職者が見込まれるが、事務事業の見直しなどにより職員の削減に努め、計画期間内

は退職補充しないことを目標とする。

- ・ 給与制度の見直し

厳しい財政状況を踏まえ、これまでも給与の抑制に努めてきたが、今後本村が自立し財政の健全化を図るには更なる見直しが必要であり、各種手当てについて引き下げを行う。

- ・ 非常勤特別職の報酬の見直し

各種委員会、審議会の中で、すでに当初の目的を達成したものや設立当初の意義・内容が失われたものについては統合、廃止を検討する。定数についても削減の方向で見直しを行う。

常勤特別職の必要性の検討

助役、収入役の体制について見直す。

常勤特別職の報酬額についても見直し、経費削減に努める。

公用車の見直し

現在ある公用車の使用状況等を調査し、計画的に台数の削減を行うとともに、効果的な車両運行・管理に努める。車両入替には、維持費の安価な軽自動車の購入を進める。

投資的経費の削減

人件費、物件費、扶助費等の義務的経費が毎年増加するなかで、投資的経費は、平成15年度実績で会計の約30%を占めている状況であり削減に努める必要がある。

今後は、厳しい財政状況が続くなか、中長期的な視点にたつて、投資効果を十分考慮し、計画的に事業を実施していくこととする。また、村債発行額の抑制に努める。

村道・林道維持管理費用限度額設定

村道・林道の維持管理費については、年間限度額を設定し、緊急度の高い箇所等の必要性を考慮し実施する。

物件費の見直し

物件費は、平成15年度の実績で会計の約14%を占めている。今後は、これまで以上に職員一人ひとりが経費削減の意識を持ち、物件費の更なる見

直しを行い、徹底した経費削減に努める。

補助金及び負担金の見直し

補助金及び負担金については、事業目的や公益性、村民のニーズを満たしているかなど充分検証した上で、ゼロから村の経費負担を見直していく必要がある。

村から各種団体等への補助金等の交付基準は事業費に対して原則 1 / 2 とすることとし、また、交付規則を定め、多種多様な補助金等の申請内容・実績、決算報告について公平な審査を行う。

扶助費の見直し

村単独で行っている施策及び国・県の基準を上回っている施策、個人給付的事业、時代の変化により効果の薄れたものについては、行政効果等を検証し見直しを行う。

各種使用料等の見直し

使用料は、住民生活に密接に影響するものであるが、受益者と非受益者との均衡や住民生活においての必要等に配慮しつつ、サービスコストを意識した見直しを行う。

また、あらゆる収入確保の方策について積極的に取り組み、自主財源の確保を計る。

特別会計事業の見直し

特別会計（水道事業等）については、経済性や合理性を追求し、経営努力を行っているが、少子高齢化の進展等は今後の経営状況を更に厳しいものとする事が予測される。

そのような状況に対処するため、更なる経営の効率化、使用料、事業実施方法の見直しなどを進めながら、健全経営に努める。

(4) 計画の推進と適切な進行管理

本実施計画の推進に当たっては、全庁的な体制のもと、全職員が全力を傾注し、推進する。

また、毎年度、本実施計画の着実な推進と実施を確実なものとするため、各計画項目について達成度合などを的確に把握し、時代の潮流を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行う。

2 改善主要項目一覧表

項目	主な見直しと計画	実施年度	改善効果見込額(千円)	担当課
1 組織機構の見直し・職員の人員削減			189,462	
(1) 組織機構の見直し				
行政需要の変化に応じた組織の構築	課を将来的に再編する。	18～		総務企画課
職員配置の見直し	課の編成に伴う職員配置の見直し	18～		総務企画課
(2) 職員の定数の抑制・削減				
定年退職者に対して不補充	現行職員数59名 53名 H17 H19 H20 H21 退職者数 1名 1名 1名 3名 計6名	17～		総務企画課
勤奨退職年齢要綱の制定	対象年齢50歳以上	17～		総務企画課
村費講師の見直し	村費講師現行3名 2名(H17) 1名(H18)	17～		教育委員会
(3) 給与制度の見直し				
期末手当支給率の引き下げ	特別職3.3月分 3.2月分、一般職3.0月分 2.9月分	17～		総務企画課
管理職手当の引き下げ	課長級12% 9% 主幹級9% 6%	17～		総務企画課
調整手当の廃止	(給与+扶養手当)×2%を廃止	17～		総務企画課
期末勤勉手当後職加算の引き下げ	3役・議員20% 15%、教育長15% 12% 4級職5% 廃止	17～		総務企画課
特殊勤務手当の見直し	廃止又は引き下げ	17～		総務企画課
昇級停止年齢の引き下げ	H17・・・58歳、H18・19・・・57歳、H20・21・・・56歳 H21以降・・・55歳	17～		総務企画課
通勤手当の引き下げ	現行より20%減額	17～		総務企画課
住居手当の引き下げ	現行より20%減額	17～		総務企画課
宿日直手当の引き下げ	現行4,200円 2,800円	17～		総務企画課
(4) 各種委員報酬の見直し				
入居者選考委員会の見直し	委員会の廃止	17～		建設課
消防団員の報酬の減額	団長 80千円 70千円 副団長 50千円 40千円 分団長 45千円 35千円 副分団長30千円 20千円 部長・班長18千円 13千円 団員 13千円 10千円	17～		総務企画課
教育委員会の見直し	委員数の削減 現行4名 3名	18～		教育委員会
2 特別職(常勤・非常勤)の報酬、必要性の検討			99,470	
(1) 特別職(常勤・非常勤)のあり方				
常勤特別職の報酬の引き下げ	村長 700千円 670千円、助役605千円 585千円 教育長535千円 515千円	17～		総務企画課
非常勤特別職の報酬の引き下げ	議長255千円 200千円、副議長215千円 170千円 議員205千円 160千円	17～		議会事務局
助役・収入役の必要性の検討	収入役を廃止し助役が兼掌する。	17～		総務企画課
3 公用車の見直し			53,213	
(1) 効率的な運行・管理	使用状況を調査し効率的な運行・管理に努める。	17～		関係各課
4 投資的経費の削減			55,123	
(1) 各種事業の見直し				
急傾斜事業の見直し	受益者負担金の徴収 事業費の3%(負担限度額500千円)	17～		建設課
治山事業の見直し	受益者負担金の徴収 事業費の10%(負担限度額500千円) 国庫補助事業を原則とする。	17～		建設課
林道関係事業の見直し	国庫補助事業を原則とし、緊急度の高い箇所は予算の上限額を 9,000千円として計画的に実施する。	17～		建設課
新規事業の計画的な取組	事業の投資効果、必要性を十分考慮し計画的に実施する。	17～		建設課
(2) 村有林事業の見直し	保安林指定申請を行い県保安林事業としての実施を推進する。	17～		地域振興課
(3) 合併処理浄化槽設置補助の見直し	設置に対する村費補助40万円を廃止する。また、浄化槽の設置が 比較的進んだため、事業の継続についても検討する。	17～		住民課
5 村道・林道維持管理費用限度額設定			25,014	
(1) 限度額の設定				
村道・林道維持管理費用の限度額の設定	限度額 5,000千円	17～		建設課

6 物件費の見直し				166,549	
(1) 消費的経費の見直し					
非常勤職員の見直し	勤務日数、人員の削減を推進	17～		関係各課	
出張旅費等の見直し	日当は廃止 交通費は25円/km グリーン料金の廃止	17～		関係各課	
事務用消耗品等の削減	印刷費等の削減	17～		関係各課	
全期前納報奨金の見直し	現行4/100 廃止（住民税、固定資産税）	17～		住民課	
庁舎管理の節減	庁舎電気代の削減 I P電話導入による電話料金の削減	17～		関係各課	
村内配布文書等の削減	広報紙のカラー印刷を2色づりにする。村のしおりの配布を中止	17～		総務企画課	
村有建物災害共済分担金の見直し	加入率の引き下げ	17～		総務企画課	
各種施設管理委託の見直し	村民総合会館等の管理委託を廃止	17～		教育委員会	
(2) 各種事務事業の見直し					
社会福祉協議会への委託事業の見直し	声かけ訪問事業の廃止 生きがい支援通所事業は委託ではなく社会福祉協議会の事業とする。 ショートステイ事業の廃止(ただし介護保険分は継続する。) 軽費老人ホームの廃止	17～		保健福祉課	
保健事業の見直し	ふれあい健康のつどいの廃止（一部継続） 機能訓練教室の廃止（代替するサービスあり） 育児教室は廃止するが、乳幼児検診時に情報提供を行う。また、保育園と連携・調整して情報提供、交流の場を検討する。 総合健康審査の腹部エコー検査の廃止	17～		保健福祉課	
農業振興事業の見直し	農産物品評会、農業講習会の廃止	17～		地域振興課	
社会教育事業の見直し	健老学級、家庭教育学級等の実施方法の見直し	17～		教育委員会	
7 補助金及び負担金の見直し				133,380	
(1) 各種団体への補助金の見直し	事業費に対して原則1/2とする。目的の達成した補助金の廃止	17～		関係各課	
(2) 各種祝金の見直し	結婚祝金30千円 廃止、出産祝金50千円 30千円	17～		住民課	
(3) その他の補助金及び負担金の見直し	必要性を踏まえて削減に努める。	17～		関係各課	
8 扶助費の見直し				7,449	
(1) 村単独福祉事業の見直し					
社会福祉事業の見直し	慰問金交付の廃止（寝たきりの重度心身障害者等への慰問金は善意銀行により措置）	17～		住民課	
老人福祉事業の見直し	敬老金の金額の引き下げ、対象年齢の将来的な引き上げ 現行5,000円 3,000円 現行70歳以上 75歳以上（H19） 80歳以上（H21）	17～		住民課	
身体障害者福祉事業の見直し	テレビ受診料、軽自動車税助成を廃止	17～		住民課	
9 各種使用料等の見直し				15,575	
(1) 職員住宅使用料の見直し	住宅使用料の引き上げ	17～		関係各課	
(2) 各種徴収金等の見直し	受益と負担の公平性の観点から、適正化に努める。	17～		関係各課	
(3) その他収入の見直し	あらゆる収入確保の方策について取り組む	17～		関係各課	
10 特別会計事業の見直し				71,089	
(1) 介護保険特別会計の見直し					
委託事業の見直し	介護保険事業計画、システムサポートについて可能な限り職員が行う。	17～		保健福祉課	
(2) 育英事業特別会計の見直し					
貸付額及び減免措置の見直し	入 学 金 1人当たり150千円 廃止 新規貸付者から 高校30,000円 20,000円 大学35,000円 25,000円 減免措置は廃止する。	17～		教育委員会	
(3) 簡易水道特別会計の見直しについて					
水道使用料の見直し	H20から25%増額	20～		建設課	
(4) 各種項目の見直し					
特別会計に伴う物件費の見直し等		17～		関係各課	
改善効果見込額合計				816,324	